

法的分離 (兼業規制) に伴う 行為規制の検討

平成29年3月 電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業監視課



これまでの経緯

- 送配電部門のより一層の中立性を確保するため、「電力システムに関する改革方針」 (平成25年4月閣議決定)において、送配電部門の法的分離及び行為規制を導入する方針が決定され、その後、電力システム改革小委員会制度設計WG(「制度設計WG」)において、そのあり方が議論された。
- これらを踏まえ、第3弾改正電気事業法(平成27年6月17日成立)において、 送配電事業と発電・小売事業との兼業の原則禁止(法的分離)や、送配電会社等 の人事・会計などに関する行為規制が規定された。
- 今後、行為規制の詳細について検討し、経済産業省令等を制定する必要がある。

(参考)電力システムに関する改革方針(平成25年4月2日閣議決定)(抄)

- Ⅱ 主な改革内容
- 3. 法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保

(中立性確保の方式)

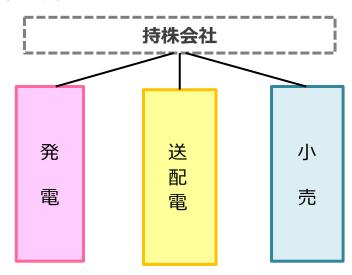
発電事業者や小売電気事業者が公平に送配電網を利用できるよう、送配電部門の中立性の一層の確保を図る。具体的には、一般電気事業者の送配電部門を別会社とするが会社間で資本関係を有することは排除されない方式(以下「法的分離」という。)を実施する前提で改革を進める。法的分離の方式は、機能分離の方式と比較した場合、送配電設備の開発・保守と運用の一体性が確保でき、安定供給や保安の面で優位であるほか、送配電部門への投資、発電事業・小売事業の経営の自由度の面でも優位性がある。また、外形的に独立性が明確であるが、一層の中立性を確保するための人事、予算等に係る行為規制を行う。

【参考】送配電部門の法的分離について(兼業規制)

- 2020年4月以降、一般送配電事業者の発電事業及び小売電気事業の兼業は原則禁止される。(法的分離)
- 法的分離の方法としては、主として①持ち株会社方式、②発電・小売親会社方式が考えられる。

①持株会社方式

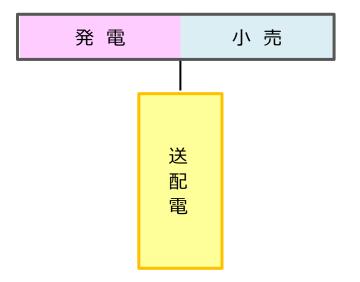
持株会社の下に発電会社、送配電会社及び小売会 社を設置



※発電会社、小売会社は同一会社とすることも可能

②発電·小売親会社方式

▶ 発電会社、小売会社の下に送配電会社を設置



※発電会社、小売会社を別々の会社とし、一方の子 会社とすることも可能

(参考)改正電気事業法

第二十二条の二(兼業の制限等)

一般送配電事業者は、小売電気事業又は発電事業(小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。第二十七条の十一の二第一項及び第二項並びに第百十七条の二第四号において同じ。)を営んではならない。ただし、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けたときは、小売電気事業(その供給区域における一般の需要に応ずるものに限る。次項において同じ。)又は発電事業(その供給区域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。同項において同じ。)を営むことができる。

2 経済産業大臣は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る一般送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物の総体としての規模、その供給区域の自然的社会的条件等を勘案して当該一般送配電事業者が小売電気事業又は発電事業を営むことがその供給区域内の電気の使用者の利益を確保するため特に必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。

3 (略)

改正電気事業法の概要(行為規制関係) 1/2

(1)株式会社及び取締役会・監査役等の機関設置の義務付け【第6条の2関係】

(2) 一般送配電事業者に対する兼業規制【第22条の2関係】

✓ 一般送配電事業者が、小売電気事業又は発電事業を営むことを原則として禁止(第1項)

(3) 一般送配電事業者の取締役等の兼職等の規制【第22条の3関係】

- ✓ 一般送配電事業者の取締役等が、グループ内の小売電気事業者又は発電事業者等の、取締役等及び 従業者を兼職することを原則として禁止(第1項)
- ✓ 一般送配電事業者の従業者が、グループ内の小売電気事業者又は発電事業者等の取締役等を兼職 することを原則として禁止(第1項)
- ✓ 一般送配電事業者が、グループ内の小売電気事業者又は発電事業者等において重要な役割を担う従業者を一般送配電事業者が営む重要な業務に従事させることを原則として禁止(第2項)
- ✓ 違反に対する措置(事業者に対する業務改善命令)(第3項)

(4) 一般送配電事業者の禁止行為等【第23条関係】

- ✓ 一般送配電事業者が、電気供給事業者の間の適正な競争関係を阻害する行為を行うことを禁止(第 1項第3号)
- ✓ 一般送配電事業者が、グループ内の小売電気事業者又は発電事業者等と通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で取引を行うことを禁止(第2項)
- ✓ 一般送配電事業者が、託送業務等をグループ内の小売電気事業者又は発電事業者等に委託することを原則として禁止(第3項、第4項)
- ✓ 一般送配電事業者が、グループ内の小売電気事業者又は発電事業者等から小売又は発電業務を受託することを原則として禁止(第5項)

改正電気事業法の概要(行為規制関係) 2/2

(5)一般送配電事業者の特定関係事業者が一般送配電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等【第23条の2関係】

✓ グループ内の小売電気事業者又は発電事業者等が、グループ内の一般送配電事業が営む重要な業務に従事する者を当該小売電気事業又は発電事業等の重要な役割を担う従業者として従事させることを原則として禁止

(6) 一般送配電事業者の特定関係事業者の禁止行為等【第23条の3関係】

- ✓ グループ内の小売電気事業者又は発電事業者等が、グループ内の一般送配電事業者に対し、その業務 について、上述(4)の行為等をするよう要求し、又は依頼することを禁止する(第1項第1号)
- ✓ その他、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する行為を禁止(第1項第2号)

(7) 適正な競争関係確保のための体制整備義務【第23条の4関係】

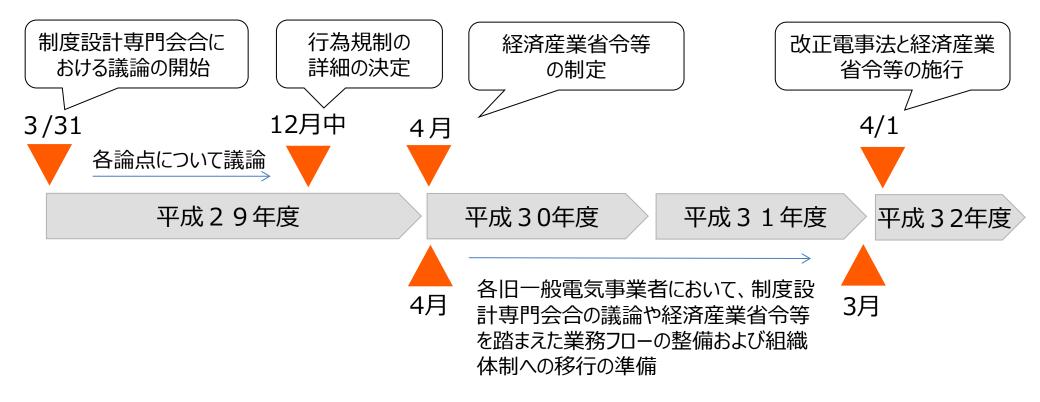
✓ 一般送配電事業者に、適正な競争関係を確保ための体制の整備及びその実施状況を経済産業大臣へ報告することを義務付け(第1項及び第2項)

(8) 送電事業者の兼業規制・行為規制【第27条の11の2から第27条の11の12関係】

✓ 送電事業者は、一般送配電事業者と同様に上記(1)~(6)の規制が課される。

行為規制に関するスケジュール(案)

- ●第三弾改正電事法の施行日は、平成32年4月1日。
- ●法的分離に向けた分社化作業並びに行為規制を踏まえた業務フローの整備(必要に応じてシステムを改修)及び組織体制作りなどの準備に、一定の期間が必要であると考えられることから、行為規制に関する制度設計の検討は、現時点において以下のスケジュールで進めることとしてはどうか。



今後議論が必要と考えられる主な論点

(1)兼職(取締役等)に関する規律

✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲 等

(2)兼職(従業者等)に関する規律

- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 例外として兼職が許容される従業者の範囲 等

(3)業務の受委託等に関する規律

✓ 例外として許容される一般送配電事業者による業務の受委託の内容 等

(4)グループ間の利益移転等(通常の取引条件)に関する規律

- ✓ 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な 判断基準
- ✓ 規制の対象となる一般送配電事業者と特殊の関係のある者の範囲 等

(5) 社名・商標・広告宣伝・建物・システムの分離等に関する規律

- ✓ 一般送配電事業を行う者と外形的に判断できる社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け及び一定の経過措置の要否
- ✓ 禁止される一般送配電事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準
- ✓ 建物・システムを一般送配電事業者と共用する場合の基準 等

(6) その他

✓ 機関設計に関する規律 等

(参考)改正電気事業法

(一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

- 第二十二条の三 一般送配電事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者(一般送配電事業者の子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。)、親会社(同条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において同じ。)若しくは当該一般送配電事業者以外の当該親会社の子会社等(同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。)に該当する小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該小売電気事業者若しくは発電事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この款において同じ。)の取締役、執行役その他業務を執行する役員(以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において「取締役等」という。)又は従業者を、一般送配電事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、電気を供給する事業を営む者(以下「電気供給事業者」という。)の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、 当該一般送配電事業者が営む一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務のうち、電気供給事業者間の 適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの(第二十三 条の二第一項において「特定送配電等業務」という。)に従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係 を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
 - 一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当 するもの
 - 二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
 - 三 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は 発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するも の

(参考)改正電気事業法

(一般送配電事業者の禁止行為等)

- 第二十三条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- 二 その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。
- 2 一般送配電事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であって電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他一般送配電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者(第百六条第五項において「一般送配電事業者の特定関係事業者等」という。)と取引を行ってはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
- 3 一般送配電事業者は、その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をその特定関係 事業者又は当該特定関係事業者の子会社等(特定関係事業者に該当するものを除く。)に委託してはならない。ただし、電気 供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 一般送配電事業者は、その最終保障供給又は離島供給の業務を委託する場合においては、経済産業省令で定めるところにより、これらの業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者にこれらの業務を 委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 5 一般送配電事業者は、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者からその営む小売電気事業又は発電事業の業務を受託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない
- 6 (略)

(参考) 改正電気事業法

(一般送配電事業者の特定関係事業者が一般送配電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等)

- 第二十三条の二 次の各号に掲げる一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
 - 一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当 するもの
 - 二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
 - 三 第二十二条の三第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
- 2 経済産業大臣は、一般送配電事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(一般送配電事業者の特定関係事業者の禁止行為等)

- 第二十三条の三 一般送配電事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 当該一般送配電事業者に対し、第二十三条第一項各号に掲げる行為又は同条第二項本文、第三項本文、第四項本文 若しくは第五項本文の行為をするように要求し、又は依頼すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し、当該行 為の停止又は変更を命ずることができる。

(電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等)

- 第二十三条の四 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給及び電力量調整供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 一般送配電事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告しなければならない。